

第 1 章

教育振興基本計画の基本的事項

加東市教育振興基本計画

【人間力の育成】

ー学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！ー

第1章 教育振興基本計画の基本的事項

1. 策定の背景

平成18年、戦後の昭和22年に制定された教育基本法が、約60年ぶりに改正されました。その背景には、「社会の変化に伴う課題」と「子どもの課題」という2つの大きな問題の顕在化があります。

この「社会の変化に伴う課題」とは、急速な科学技術の発展、情報化・国際化の進展、そして少子高齢化とともに核家族化が進む中で、個人の権利の過度な尊重や自由・平等を履き違えた感があり、その結果として価値観の多様化や社会性の低下などが見られることです。

学校においては、心の問題がクローズアップされ、反社会的（暴力行為等）・非社会的（不登校等）問題行動が頻発しています。

家庭においては、共働きの家庭が増加し、日中は子どものみとなるなど、家庭での子育て環境は大きく変化しています。また、核家族化が進む中で育児に対する悩みや不安が増加しています。

地域社会においては、近隣家庭の交流や連帯意識の希薄化が進み、地域で子どもを育てる意識の低下が顕著になるとともに、地域の安全・安心が損なわれるようになってきています。

次に、社会の変化に連動するように「子どもの課題」として、①学ぶ意欲の低下、②学習習慣の欠如、③基本的な生活習慣の乱れ、④体力の低下、⑤自己中心的な行動や、社会性の欠如などがあげられます。

このような中、国においては、教育基本法の改正（平成18年12月）に基づき、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会が設置（平成19年2月）され、平成20年4月に「教育振興基本計画について―『教育立国』の実現に向けて―」が文部科学大臣に答申されました。この答申をもとに、国の「教育振興基本計画」（※1）が策定され、平成20年7月1日に閣議決定されました。

（※1）『教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）』
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育振興基本計画では、改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、「今後10年間を通じて目指すべき姿」「今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」とともに、「特に重点的に取り組むべき事項」が定められています。

教育の発展なくして我が国の持続的な発展はないことを確認しながら、「今後10年間を通じて目指すべき姿」として、「義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を挙げています。

次に、「今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」では、3つの基本的な考え方が示され、取組全体を通じて重視する考え方として、「横の連携：教育に対する社会全体の連携の強化」、「縦の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」、そして「国・地方それぞれの役割の明確化」が示されています。

基本的方向1では、「社会全体で教育の向上に取り組む」として、学校園・家庭・地域など身近な場所で、子育て等の支援や学習の機会が得られることを掲げています。

基本的方向2では、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」など、確かな学力を身に付け、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成することが示されています。

基本的方向3では、大学教育に関すること、基本的方向4では、「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」ことが求められています。

さらに、今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策の中で、「特に重点的に取り組むべき事項」として、大学教育以外では、次の項目を挙げています。

- ① 確かな学力の保証
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ④ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- ⑤ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- ⑦ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

これを受けて、兵庫県では「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が、平成21年6月に策定されました。これは、平成21年度から5年間の中期的な取組の考え方や具体的な施策を示した教育振興の基本計画であります。

その基本理念として「元気兵庫へこころ豊かな人づくり一県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現一」を掲げています。そして、この基本理念をもとに、兵庫の教育において培うべき力とともに、本県のめざすべき人間像を列挙しながら、実現のための教育施策の重点目標として、以下の6つの柱が示されました。

- ① 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組む。
- ② 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進する。
- ③ 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組む。
- ④ 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進める。
- ⑤ 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進する。
- ⑥ 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進する。

加東市は、平成18年3月20日に旧3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生しました。合併以前は旧3町で設置した加東郡教育委員会において、旧3町それぞれ特色ある教育施策を行ってきました。

本年度で合併5年目を迎え、加東は一つを合言葉に事業の見直しや統廃合を目指してきましたが、いまだ多くの課題を残しています。全ての加東市民が地域に愛着と誇りを持ち「地域の担い手である子どもは地域で育てる」という理念を共有できるように、市民意識の醸成も含め、学校園・家庭・地域・行政が連携し、協力体制を構築する必要があります。

また、人口減少や高齢化社会が到来する中、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。社会構造の変化に伴い核家族化が進行し、家庭の教育力の低下や地域でのコミュニケーション不足が顕著化しています。そして、高齢者との生活やかかわりが減少し、先人の知恵の継承などが失われつつあるといわれています。このような中、教育に対する社会全体の連携強化（横の連携）や世代間の交流・連携（縦の連携）は、より一層重要視されつつあります。

このような状況を踏まえ、国・県の方針のもと、加東市教育振興基本計画を作成することとなりました。

2. 計画の位置づけ

平成18年3月に新市が誕生し、平成20年3月、議会の議決を経て「山よし！ 技よし！ 文化よし！ 夢がきらめく☆元気なまち 加東」を将来像とする基本構想「みんなで作る加東きらめき★プラン」を策定しました。

この基本構想や国・県の教育振興基本計画を受け、加東市の教育行政をより一層充実させ、この計画の基本目標「学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！」の実現のため、加東の教育のスローガン「人間力の育成」をきっかけ、ここに加東市教育振興基本計画を定めるものです。

3. 策定体制

策定に当たっては、学識経験者及び教育関係者並びに市民代表や公募による委員などで構成する「加東市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、広く検討を重ねたほか、パブリックコメントを通じて広く市民の意見を反映させました。

4. 計画の対象

学びは、幼年期から生涯続くべきものであり、学校園・家庭・地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、就学前教育、小中学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象とします。

5. 計画の期間

この計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度以降
加東市総合計画（基本構想）			基本構想（平成20年度～29年度）						
〃（基本計画前期）			基本計画（平成20年度～24年度）						
〃（基本計画後期）								平成25年度～29年度	
加東市教育振興基本計画						平成23年度～27年度			
教育基本法（改正）		平成18年12月改正							
教育振興基本計画（国）			平成20年7月策定						
教育振興基本計画（県）				平成21年6月策定					